

【表紙】  
【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2 第1項  
【提出先】 近畿財務局長  
【提出日】 平成20年7月17日  
【事業年度】 第49期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)  
【会社名】 日本電子材料株式会社  
【英訳名】 JAPAN ELECTRONIC MATERIALS CORPORATION  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂根 英生  
【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号  
【電話番号】 06(6482)2007  
【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門統括部長兼経営企画シニアマネージャー 厚地 義尚  
【最寄りの連絡場所】 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号  
【電話番号】 06(6482)2007  
【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門統括部長兼経営企画シニアマネージャー 厚地 義尚  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

## 1【提出理由】

平成20年6月24日に提出した第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

- 第一部 企業情報
- 第6 提出会社の株式事務の概要

### 3【訂正箇所】

訂正は線で示している。

#### 第一部 企業情報

##### 第6 提出会社の株式事務の概要

(訂正前)

(注)当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 社法第189条第2項各号にあげる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得をする権利
- (4) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(訂正後)

(注)当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号にあげる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利